

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了.....	245
道教育庁実習船管理局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	245
道公安委員会告示	
○遊技機の認定及び型式の検定等の告示.....	246

目次

規 則	ページ
○母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則..... (子ども未来づくり推進室)	227
告 示	
○一般競争入札による道有財産(土地)の売払い..... (管財課)	229
○特定非営利活動法人の設立の認証申請..... (生活振興課)	230
○大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)の届出(2件)..... (地域産業課)	230
○大規模小売店舗立地法第6条第1項(変更)の届出..... (地域産業課)	232
○大規模小売店舗立地法第6条第2項(変更)の届出(2件)..... (地域産業課)	232
○大規模小売店舗立地法第6条第5項(廃止)の届出..... (地域産業課)	233
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項(変更)の届出(4件)..... (地域産業課)	233
○肥料の登録の有効期間の更新..... (農業改良課)	238
○土地改良区の解散による役員の退任の届出..... (土地改良指導課)	238
○土地改良区の解散による清算人の退任の届出..... (土地改良指導課)	238
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課)	238
○種畜証明書の書換交付の通報..... (酪農畜産課)	238
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)	239
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	239
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	239
○公共測量の実施の通知(4件)..... (建設部総務課)	240
○土地収用法による事業の認定..... (建設部総務課)	240
○道路の区域の決定..... (道路整備課)	241
○道路の区域の変更..... (道路整備課)	241
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	242
○道路の区域の決定及び供用の開始..... (道路整備課)	242
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課)	242
○都市計画公聴会の開催(2件)..... (都市計画課)	243
公 表	
○大雪地区広域連合の設立の許可..... (市町村課)	245

支庁告示

公布された規則のあらまし

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則(規則第83号)

1 趣旨及び内容

母子及び寡婦福祉法等の改正に伴い、生活資金の貸付けを受けようとする者が申請書に添付すべき書類について所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年7月29日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第83号

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和42年北海道規則第37号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条(政令第29条)」を「第23条(政令第38条)」に改める。

第2条第1号中「第12条(法第19条の2第4項)」を「第15条第1項(法第32条第4項)」に改め、同条第2号中「第12条(政令第29条)」を「第13条(政令第38条)」に改める。

第3条第1項中「第10条第1項」を「第13条第1項」に改め、同項第2号中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同項第4号中「父母の不在」を削り、同項第6号の表修学資金の項中「第6条第3号ただし書」を「第7条第3号ただし書」に改め、同表技能習得資金の項中「こと。」の次に「。ただし、他の資金の添付書類により確認できる場合は、その提出を省略することができる。」を加え、同表修業資金の項中「第6条第5号」を「第7条第5号」に改め、同表医療介護資金の項中「第6条第6号の2のイ」を「第7条第7号イ」に改め、同表生活資金の項を次のように改める。

生活資金	<p>ア 政令第3条第3号に規定する知識技能を習得している期間に係る資金の貸付けを受けようとする場合は、知識技能を習得していることを証する書類（自動車の運転免許を取得するために貸付けを受けようとする場合は、免許の種類も明らかとなるものであること。）。ただし、他の資金の添付書類により確認できる場合は、その提出を省略することができる。</p> <p>イ 政令第3条第4号に規定する資金の貸付けを受けようとする場合は、配偶者のない女子となって7年未満であることを証する書類。ただし、戸籍謄本で確認できる場合は、その提出を省略することができる。</p> <p>ウ イに規定する場合であって、養育費の取得に係る裁判等に要する費用に係る貸付けを受けようとするときは、訴訟提起に係る証明書等</p> <p>エ 政令第3条第5号に規定する資金の貸付けを受けようとする場合は、公共職業安定所長が交付する受給資格者証又は離職をしたことを証する書類</p>
------	--

第6条中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改める。

第7条中「第10条第1項第2号」を「第13条第1項第2号」に、「第2条第1項第2号」を「第3条第3号」に、「第10条第3項」を「第13条第3項」に、「第4条第2項各号」を「第5条第2項各号」に改める。

第9条第1項中「第6条第3号」を「第7条第3号」に、「第7号」を「第8号」に改める。

第12条中「第7条第3項ただし書」を「第8条第3項ただし書」に改める。

第12条の2第1項中「第7条第5項」を「第8条第5項」に改める。

第13条中「第15条」を「第16条」に改める。

第14条第1項中「第18条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条第2項第1号中「第18条第1項第1号」を「第19条第1項第1号」に改め、同項第2号中「第18条第1項第2号」を「第19条第1項第2号」に、「若しくは修業証明書又は実地修練履修証明書」を「又は修業証明書」に改める。

第15条第1項中「第16条ただし書（政令第17条第2項）を「第17条ただし書（政令第18条第2項）」に改める。

第16条第1項中「第12条」を「第15条第1項」に改める。

第18条中「第10条」を「第11条」に、「第11条」を「第12条」に改める。

第19条中「第12条」を「第13条」に改める。

第21条第1項第5号中「第11条」を「第12条」に改める。

第22条中「第19条の2第1項」を「第32条第1項」に、「第10条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 削除
第22条の2の表を次のように改める。

第6条	政令第9条第1項（改正政令附則第4条第10項において準用する場合を含む。）	政令第38条において準用する政令第9条第1項
第7条	法第13条第1項第2号及び第3号	法第32条第1項において準用する法第13条第1項第2号及び第3号
	政令第3条第3号	法第32条第1項において準用する法第13条第1項第4号の規定に基づく政令第3条第3号
	法第13条第3項	法第32条第1項において準用する法第13条第3項
第9条第1項	、生活資金又は特例児童扶養資金	又は生活資金
	政令第7条第3号、第4号、第5号若しくは第8号又は改正政令附則第4条第2項	政令第36条第3号、第4号、第5号又は第8号
第11条第1項	、生活資金又は特例児童扶養資金	又は生活資金
第12条	政令第8条第3項ただし書	政令第37条第2項において準用する政令第8条第3項ただし書
第12条の2	政令第8条第5項又は改正政令附則第4条第5項	政令第37条第2項において準用する政令第8条第5項
第13条	政令第16条（改正政令附則第4条第10項において準用する場合を含む。）	政令第38条において準用する政令第16条
第14条第1項	政令第19条第1項又は改正政令附則第4条第8項	政令第38条において準用する政令第19条第1項
第14条第2項	政令第19条第1項第1号	政令第38条において準用する政令第19条第1項第1号
	政令第19条第1項第	政令第38条において準用する政令第19条

	2号	第1項第2号
第15条第1項	政令第17条	政令第38条において準用する政令第17条
	政令第18条第2項及び改正政令附則第4条第10項	政令第38条において準用する政令第18条第2項
第16条第1項	法第15条第1項	法第32条第4項において準用する法第15条第1項
第18条	政令第11条	政令第38条において準用する政令第11条
	政令第12条若しくは改正政令附則第4条第6項	政令第38条において準用する政令第12条(第2項第2号及び第3号を除く。)
	修学資金、技能習得資金、生活資金、修業資金若しくは特例児童扶養資金	修学資金、技能習得資金、生活資金若しくは修業資金
第19条	政令第13条(改正政令附則第4条第10項において準用する場合を含む。)	政令第38条において準用する政令第13条各号
第21条第1項第5号	政令第12条又は改正政令附則第4条第6項	政令第38条において準用する政令第12条(第2項第2号及び第3号を除く。)

別記第1号様式末尾欄外注5の事項、7の事項及び8の事項中「父母のない」を削る。
 別記第1号様式の2中「(第3条、第22条関係)」を「(第3条関係)」に改める。
 別記第3号様式の3末尾欄外注1の事項中「母子・寡婦福祉資金療養資金」を「母子・寡婦福祉資金医療介護資金」に改める。
 別記第20号様式中「第12条」を「第13条」に、「同施行令第29条」を「同令第38条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第1310号

次のとおり一般競争入札により道有財産(土地)を売り払う。
 平成15年7月29日

1 入札に付する土地及び入札日時

物件番号	所在地番	面積(m ²)	入札執行日時
札幌-3	札幌市西区八軒10条西4丁目番178番133	2,507.07	平成15年8月29日午後1時
札幌-4	札幌市豊平区美園1条3丁目36番	331.07	同 午後1時30分
江別-1	江別市文京台9番9	590.68	同 午後2時
小樽-1	小樽市富岡2丁目79番4	494.96	同 午後2時30分
苫小牧-1	苫小牧市明野新町4丁目8番17外1筆	600.02	同 午後3時

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者

3 入札心得書、契約条項その他関係書類を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目
 北海道総務部管財課財産運用グループ
 電話番号 011-231-4111 内線 22-418

4 入札執行の場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁赤れんが庁舎2階4号会議室

5 入札保証金

入札者は、入札しようとする金額の100分の5以上の額の入札保証金を入札開始前に道に納付すること。

なお、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は道に帰属する。

6 郵便等又は電報による入札

認めないものとする。

7 契約保証金

落札者が契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を道に納付すること。

なお、契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該契約者が納付した契約保証金は、道に帰属する。

- 8 契約書作成の要否及び代金支払方法
 契約書の作成を要し、代金は知事が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から20日以内）までに指定の場所に納入すること。
- 9 入札参加申込書の提出
 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。
 提出期限 平成15年8月27日（水）
 提出場所 北海道総務部管財課財産運用グループ
- 10 入札執行の公開
 入札執行を公開するので、入札の傍聴を希望する者は、入札執行時刻の15分前までに入札会場において傍聴の受付を行うものとする。
 なお、傍聴の受付は定員になり次第終了する。
- 11 その他
 (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
 (2) 申込者及び落札者がいない場合は、入札参加者等を対象として随意契約を行うこともある。

北海道告示第1311号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成15年7月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日
札幌市少年軟式野球連盟	関 絃一	札幌市白石区南郷通2丁目北1番10号 南郷丘ハイツ107号	この法人は、札幌市に居住する少年少女に対し、野球技術の基本や、チームワークの大切さなどを教え、野球というチームスポーツを通して、心身の健全な育成を図ると共に、地域社会活動への参加により、奉仕の精神を養うなど、スポーツの振興と青少年の健全育成に寄与することを目的とする。	平成15.6.23
FUTURE LIFE	安岡 利江	札幌市中央区南2条東2丁目3番地1 創成ランドハイツ1005号	この法人は、家族や介護する人に自分の意思を伝えることが難しくなっていく高齢者が、安心して老いを迎えることのできる環境を作り出すことを目的として活動します。	同 15.6.24

小田豊四郎記念基金	小田 豊	帯広市西2条南9丁目6番地	この法人は、北海道の食に携わる者に対して、その業績の顕彰に関する事業等を行うことにより、北海道の食料品の生産、食品製造から流通、食事の提供、サービスに至るまで広く食文化の向上・食の安全等の啓蒙を図り、これらを通じ、地域興しと地元の食文化づくりを推進することを目的とする。	同
NPO石狩川サミット	三木 毅	旭川市永山7条10丁目1番16号	この法人は、石狩川流域に設置された48市町村の住民が、「自然と人間の共生・川からのまちづくり」を基本理念として、流域共同体を形成する立場から、環境と開発、経済と福祉、及びその相互関係を重視して行う総合的・計画的・広域的まちづくり活動の推進を図り、そのための流域48首長会議（石狩川サミット）及び関連事業を企画・運営することで、社会全体の利益に寄与することを目的とする。	同
あおいとり	永田 勝之	札幌市西区小別沢33番地	この法人は、豊かな自然を活かした様々な生活体験を共有することで、障がい者をはじめ全ての人々が平等に社会的、文化的な活動に参画する機会を創出し、地域の環境保全及び福祉・教育の増進を図ることを目的とする。	同 15.6.27
アグリコミュニケーション	富田 雪	伊達市上長和町79番地13	この法人は、生命と健康に直結する食や農の問題を市民一人一人の問題ととらえ、インターネットホームページ、講習会、研修会などあらゆる手段を活用しながら農業の現場と消費者がそれぞれの情報を共有して密接なコミュニケーションを築くことができる体制をつくり、安心して暮らせるまちづくりや地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする。	同

北海道告示第1312号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年12月1日までに北海道網走支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年7月29日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

WA O100満ポルト北見店

北見市三輪371番9ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社サンキュー高島屋 代表取締役 柴田清一郎

福井県福井市順化2丁目26番23号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社百満ポルト北見 代表取締役 柴田清一郎

北見市桜町2丁目9番1号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年3月14日

(5) 大規模小売店舗の店舗面積の合計

3,518㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 208台

イ 駐輪場の収容台数 15台

ウ 荷さばき施設の面積 234㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 127㎡

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後9時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

入口 2箇所、出口 2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時30分から午後8時まで

2 届出年月日

平成15年7月14日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課、北海道網走支庁商工労働観光課及び北見市商業観光課

(2) 縦覧期間 平成15年7月29日(火)から12月1日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間 午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第1313号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年12月1日までに北海道十勝支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年7月29日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら札内店

中川郡幕別町札内新北町42番15

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎

埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番4号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎

埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番4号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年3月15日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,301㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 77台

イ 駐輪場の収容台数 9台

ウ 荷さばき施設の面積 92㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 26㎡

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後8時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時45分から午後8時15分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数 4箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

2 届出年月日 平成15年7月14日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課、北海道十勝支庁商工労働観光課及び幕別町商工観光課

(2) 縦覧期間 平成15年7月29日(火)から12月1日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間 午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第1314号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年12月1日までに北海道釧路支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年7月29日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

新橋六丁目ビル 釧路市新橋大通六丁目2番地ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社サトービル 代表取締役 佐藤 三夫 釧路市住之江町2番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 鈴木 敏夫

(変更後)株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 井坂 榮

(4) 変更の年月日 平成15年5月21日

(5) 変更した理由 会社の人事異動のため

2 届出年月日 平成15年7月10日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課及び北海道釧路支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間 平成15年7月29日(火)から12月1日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間 午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第1315号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年12月1日までに北海道釧路支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年7月29日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

新橋六丁目ビル 釧路市新橋大通六丁目2番地ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社サトービル 代表取締役 佐藤 三夫 釧路市住之江町2番1号

(3) 変更する事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)開店時刻 午前10時(年間47日は午前9時) 閉店時刻 午後9時

(変更後)開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)午前9時から午後9時15分まで

(変更後)午前8時30分から午後9時30分まで

(4) 変更する年月日 平成15年7月13日

(5) 変更する理由 営業政策の変更のため

2 届出年月日 平成15年7月11日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課及び北海道釧路支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間 平成15年7月29日(火)から12月1日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民

の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間 午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第1316号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年12月1日までに北海道十勝支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年7月29日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社ポスフル帯広店 帯広市西4条南20丁目1番地ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

みずほ信託銀行株式会社 不動産カストディ部長 木村 雅則

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時（年間60日は午前9時） 閉店時刻 午後9時

(変更後) 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分（年間60日は午前8時30分）から午後9時30分まで

(変更後) 午前8時30分から午後9時30分まで

(4) 変更する年月日 平成15年8月1日

(5) 変更する理由 営業政策上による

2 届出年月日 平成15年7月15日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課及び北海道十勝支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間 平成15年7月29日(火)から12月1日(月)まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間 午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第1317号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の廃止について届出があった。

平成15年7月29日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みずほショッピングプラザ 旭川市大町1条3丁目14番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

旭川市長 菅原 功一 旭川市6条通9丁目46番地

みずほ商業協同組合 理事長 佐野 泰一 旭川市大町1条3丁目14番地

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 1,763m²

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 0m²

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000m²以下となった日 平成15年7月1日

(6) 変更する理由 店舗閉店のため

2 届出年月日 平成15年7月16日

北海道告示第1318号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年12月1日までに北海道上川支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年7月29日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

交洋不動産株式会社 代表取締役 田中 千三 札幌市中央区大通西三丁目7番地

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

大成ファミリープラザ 旭川市6条通14丁目64ほか

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻 午前10時（年7日午前9時、年11日午前9時30分）

閉店時刻 午後8時（年166日午後9時）

（変更後）開店時刻 午前10時（年60日午前9時）

閉店時刻 午後11時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前9時30分（年7日午前8時30分、年11日午前9時）から
午後8時30分（年166日午後9時30分）まで

（変更後）午前9時30分（年60日午前8時30分）から午後11時30分まで

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前6時から午後8時まで

（変更後）午前6時から午後11時まで

(4) 変更する年月日 平成15年7月14日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社イトーヨーカ堂	東京都港区芝公園4-1-4	代表取締役 井坂 榮
有限会社鮮魚まつもと	旭川市緑が丘2条4-6-4	代表取締役 松本 二郎
株式会社吉川園	旭川市6条通12-6	代表取締役 吉川 昌志
有限会社梅屋	旭川市3条通7-10	代表取締役 木村 進
株式会社壺屋総本店	旭川市忠和5条6-5-3	代表取締役 村本 洋
湯 浅 あや子	旭川市6条通11-55	
株式会社サニー	旭川市秋月2-2-9-3	代表取締役 小野寺清春
株式会社三浦園芸	岡山県川上郡比布町南1-1	代表取締役 三浦 武
東京ブックセンター開発株式会社	東京都八王子市八日町1-11	代表取締役 熊沢 健
株式会社玉光堂	小樽市花園1-10-5	代表取締役 八木 仲三
有限会社カトーカメラ店	旭川市2条通8-1	代表取締役 加藤 省治
株式会社中里メガネ	旭川市3条通8-1	代表取締役 中里 隆吉
株式会社大創産業	広島県東広島市西条町吉行字向1-60	代表取締役 矢野 博丈
有限会社モーヴ	札幌市北区北8条西4-22-1	代表取締役 森 重春
株式会社チヨダ	東京都杉並区成田東4-39-8	代表取締役 舟橋 政男
有限会社サンヘルシイ	旭川市3条2-8	代表取締役 工藤 光生

ミカレディ株式会社	東京都中央区銀座1-11-1	代表取締役 澁谷 正治
有限会社ゆうび	旭川市2条通7-10	代表取締役 安田 勝男
株式会社アドラブル	札幌市東区北6条東5-1-3-15	代表取締役 村上 則男
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町1-32-13	代表取締役 田淵恵美子
株式会社鈴丹	愛知県名古屋市長和区広路通2-5	代表取締役 伊佐治 博
株式会社リオチェーン	愛知県名古屋市中区平和1-1-20	代表取締役 横山 卓幸
株式会社発信グループ	札幌市中央区南2条西4	代表取締役 角田 和男
前山茂作	上川郡愛別町本町175	
株式会社ほしの	札幌市白石区菊水3条3-1-28	代表取締役 星野 浩
株式会社三貴	東京都豊島区東池袋3-4-3	代表取締役 木村 和臣
エステール株式会社	東京都新宿区西新宿3-20-2	代表取締役 丸山 朝
株式会社マリエッタ	帯広市西1条南8-17	代表取締役 成田 孔一
株式会社鈴乃屋	東京都台東区上野1-20-11	代表取締役 小泉 清子
株式会社ウイングロード	東京都千代田区東神田3-6-5	代表取締役 鈴木 敏郎
有限会社マルヤ	旭川市4条通7-10	代表取締役 大塚 隆久

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 15,335㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 745台

(イ) 駐輪場の収容台数 600台

(ウ) 荷さばき施設の面積 689㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 152㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数 1箇所

2 届出年月日 平成15年7月11日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課及び北海道上川支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間 平成15年7月29日(火)から12月1日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間 午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第1319号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年12月1日までに北海道網走支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年7月29日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社博泉 代表取締役 中田 博人 北見市光西町185番地

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

博泉ビル 北見市光西町185番地ほか

- (3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時 (年間15日は午前9時、年間2日は午前9時30分)

閉店時刻 午後9時 (年間60日は午後10時)

(変更後) 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分 (年間15日は午前8時30分、年間2日は午前9時) から

午後9時30分 (年間60日は午後10時30分) まで

(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前6時から午後8時まで

(変更後) 午前6時から午後10時まで

- (4) 変更の年月日 平成15年7月14日

- (5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社イトーヨーカ堂	東京都港区芝公園4-1-4	代表取締役 井坂 榮
株式会社富士メガネ	札幌市中央区南2条西4-7	代表取締役 金井 昭雄
株式会社六峰社	釧路市共栄大通1-1-5	代表取締役 清水 敏和
株式会社ミニット・ジャパン	東京都渋谷区東2-24-4	代表取締役 山口 康寿

株式会社田巻美石園 | 北見市幸町8-2-12 | 代表取締役 田巻 秀隆

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 6,792m²

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 653台

(イ) 駐輪場の収容台数 161台

(ウ) 荷さばき施設の面積 673m²

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 153m³

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数 出入口 2箇所、入口 2箇所、出口 2箇所

- 2 届出年月日 平成15年7月11日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課及び北海道網走支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間 平成15年7月29日(火)から12月1日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間 午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第1320号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年12月1日までに北海道胆振支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年7月29日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークショッピングスクウェア苫小牧店 苫小牧市木場町1丁目9番1号

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

伊藤忠ビルディング株式会社 代表取締役 大前 昭二

東京都中央区日本橋小舟町13番3号

- (3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時

（変更後）開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前9時30分から午後9時30分まで

（変更後）午前8時30分から午後11時30分まで

(4) 変更する年月日 平成15年7月14日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社イトーヨーカ堂	東京都港区芝公園4-1-4	代表取締役 井坂 榮
サッポロウエシマコーヒー株式会社	札幌市中央区南7条西1-21-1	代表取締役 藤原 敬介
成 田 春 実	苫小牧市木場町1-9-1	
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町1-32-13	代表取締役 田淵恵美子
株式会社エルム商事	苫小牧市新明町5-12-17	代表取締役 東城 賢一
株式会社シャルマンヒライ	札幌市中央区南3条西3-16	代表取締役 平井 康治
合 資 会 社 丸 幸 金 物 店	苫小牧市表町2-3-12	代表取締役 大沢 信之
株式会社ウエダ靴専門店	苫小牧市王子町3-2-18	代表取締役 上田 初榮
株式会社ニューステップ	東京都中央区新川1-22-15	代表取締役 高田 覚司
株式会社ブックメイトまるぜん	室蘭市母恋北町2-4-11	代表取締役 高田 謙一
株式会社オバラ	千歳市千代田町3-4	代表取締役 小原 徹夫
飯 島 義 男	苫小牧市木場町1-9-1	
株式会社ローヤル	東京都台東区上野1-20-11	代表取締役 近藤 節子
株式会社鈴乃屋	東京都台東区上野1-20-11	代表取締役 小泉 清子
株式会社キャンドウ	東京都北区浮間3-3-2	代表取締役 城戸 博司

イ 大規模小売店舗の店舗面積の合計 12,990㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 1,102台

(イ) 駐輪場の収容台数 96台

(ウ) 荷さばき施設の面積 181㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 151㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入り口の数 入口6箇所 出口5箇所

2 届出年月日 平成15年7月11日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課及び北海道胆振支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間 平成15年7月29日(火)から12月1日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間 午前8時45分から午後5時15分まで

(4) その他 縦覧については、苫小牧市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等については苫小牧市へ問い合わせること。

北海道告示第1321号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年12月1日までに北海道十勝支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年7月29日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社いちまる 代表取締役 加藤 裕功 帯広市西5条南34丁目12番地

本名木材株式会社 代表取締役 近藤 司 帯広市東4条南17丁目20番地

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イーストモール 帯広市東4条南16丁目6番1ほか

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社いちまる		
六花亭製菓株式会社		
株式会社グリーンショップいのたに		

株式会社マルタカ	午前10時 (年間20日は午前9時)	午後9時 (年間1日は午後6時、 年間1日は午後8時)
株式会社バンジー靴店		
白木真紀子		
イズヤパン株式会社		
有限会社ハルミ		
株式会社キタムラ	午前10時	午後9時 (年間3日は午後6時、 年間2日は午後7時)
植村明美		
株式会社ツルハ	午前10時 (年間5日は午前9時)	午後9時 (年間2日は午後6時、 年間1日は午後7時)
株式会社ザ・本屋さん		
福士祐典		
株式会社ベスト電器	午前10時	午後9時

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社いちまる	午前10時 (年間20日は午前9時)	午後9時45分
六花亭製菓株式会社		
株式会社グリーンショップいのたに		
株式会社マルタカ		
株式会社バンジー靴店		
白木真紀子		
イズヤパン株式会社		
有限会社ハルミ		
株式会社キタムラ		
植村明美		
株式会社ツルハ	午前10時	午後9時
株式会社ザ・本屋さん	午前9時30分	午後9時45分
福士祐典		
株式会社ベスト電器	午前10時	午後9時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時45分(年間20日は午前8時45分)から午後9時15分(年間2日は午後7時15分、年間1日は午後8時15分)まで

(変更後) 午前9時45分(年間20日は午前8時45分)から午後10時まで

(4) 変更する年月日 平成15年7月16日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社いちまる	帯広市西5条南34丁目12番地	代表取締役 加藤 裕功
六花亭製菓株式会社	帯広市西24条北1丁目3番地19	代表取締役 小田 豊
株式会社グリーンショップいのたに	帯広市西5条南30丁目7番地	代表取締役 猪谷 勝広
株式会社マルタカ	中川郡幕別町札内中央町332番地5	代表取締役 武藤 孝治
株式会社バンジー靴店	上川郡鷹栖町北野丹西2条1丁目6番地12	代表取締役 伊藤 善満
白木真紀子	帯広市西21条南5丁目21番地1	
イズヤパン株式会社	帯広市西23条北1丁目2番3号	代表取締役 橋本 千里
有限会社ハルミ	河東郡音更町木野大通東6丁目6番地19	代表取締役 後藤美智子
株式会社キタムラ	高知県高知市本町4丁目1番16号	代表取締役 北村 正志
植村明美	帯広市西1条南29丁目	
株式会社ツルハ	札幌市東区北24条東20丁目1番24号	代表取締役 鶴羽 樹
株式会社ザ・本屋さん	帯広市東4条南6丁目6番地	代表取締役 高橋 千尋
福士祐典	帯広市西10条南39丁目1-23	
株式会社ベスト電器	福岡県福岡市中央区那の津2丁目1番12号	代表取締役 北田 稜光

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 7,304㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 476台

(イ) 駐輪場の収容台数 25台

(ウ) 荷さばき施設の面積 587㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 65㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数 出入口4箇所、入口2箇所、出口1箇所

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後8時まで
 2 届出年月日 平成15年7月15日
 3 届出書等の縦覧
 (1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課及び北海道十勝支庁商工労働観光課
 (2) 縦覧期間 平成15年7月29日(火)から12月1日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間 午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第1322号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成15年7月29日

北海道知事 高橋 はるみ

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		登録有効期限
					名称	住所	
北海道第2789号	魚かす粉末	後志ホールミール	窒素全量 9.6 りん酸全量 5.5	該当なし	高野冷凍株式会社	小樽市清水町10番7号	平成21.7.3
北海道第2790号	同	後志ホールミール1号	窒素全量 10.4 りん酸全量 5.5	同	同	同	同

北海道告示第1323号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、清算法人滝上町土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成15年7月29日

北海道知事 高橋 はるみ

退任年月日	氏名	理事・監事の別	住所
平成15.6.26	村田 龍男	監事	紋別郡滝上町字上渚滑原野55線南2番地
同	原田 隆	同	字滝ノ上原野1線北4番地

同	長屋 直敏	同	字滝ノ上原野3線南6番地
同	山口 恒雄	同	字滝ノ上原野2線北1番地

北海道告示第1325号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成15年7月30日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年7月29日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
野田生高台	一般農道整備(山村基幹)	北海道渡島支庁
上居辺	畑地帯総合整備[担い手育成型](農業用排水、農道、暗きょ、農用地造成、農地保全、区画整理、土層改良)	北海道十勝支庁
上押帯	畑地帯総合整備[担い手育成型](農業用排水、農道、暗きょ、土層改良、区画整理、農用地造成)	同
中音更	畑地帯総合整備[担い手育成型](農道、暗きょ)	同

北海道告示第1324号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人滝上町土地改良区から、次のとおり清算人の退任の届出があった。

平成15年7月29日

北海道知事 高橋 はるみ

退任年月日	氏名	住所
平成15.6.26	舟根 昌幹	紋別郡滝上町字滝ノ上原野5線南6番地
同	有沢 弘	字滝ノ上原野7線北9番地
同	岡本 正現	字上渚滑原野基線408番地
同	斉藤 国秀	字滝ノ上原野8線南35番地
同	佐々木 宏	字上渚滑原野基線379番地

北海道告示第1326号

農林水産大臣から、家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、次のとおり種畜証明書の書換交付が行われた旨通報があった。

平成15年7月29日

北海道知事 高橋 はるみ

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
平15青森県1 第39号	種畜の飼養者の 住所及び名称の 変更	北海道積丹郡積丹町大字 美国町字船濶 種雄牛管理協議会	青森県上北郡七戸町 家畜改良センター奥羽 牧場

北海道告示第1327号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成15年7月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 茅部郡南茅部町字川汲2085（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 魚つき
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び南茅部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1328号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年7月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 空知郡南幌町1593の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道空知支庁経済部林務課及び南幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 網走郡津別町字沼沢204の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び津別町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 3(1) 解除予定保安林の所在場所 網走郡津別町字沼沢204の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- (3) 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び津別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1329号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年7月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 幌泉郡えりも町字庶野771の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 広尾郡忠類村字東宝84の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

- (3) 解除の理由 土地改良事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び忠類村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1330号

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年7月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間 平成15年6月27日から10月9日まで
- 3 作業地域 大成町

北海道告示第1331号

旭川開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年7月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 作業種類 公共測量（3・4級基準点測量）
- 2 作業期間 平成15年6月19日から9月16日まで
- 3 作業地域 南富良野町

北海道告示第1332号

稚内開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年7月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間 平成15年7月28日から10月6日まで
- 3 作業地域 枝幸町

北海道告示第1333号

帯広開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年7月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 作業種類 公共測量（1級基準点測量、3級水準点測量）
- 2 作業期間 平成15年8月1日から12月1日まで
- 3 作業地域 帯広市、音更町及び幕別町

北海道告示第1334号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成15年7月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 起業者の名称 学校法人 広島大谷学園
- 2 事業の種類 大曲大谷幼稚園園舎移転事業（以下「本件事業」という。）
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 北広島市大曲地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、法第3条第21号の「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校」に関する事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業の起業者は学校法人であり、法人として既に必要な財源措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
 - (3) 法第20条第3号の要件への適合性について
 - ア 本件事業の施行により得られる利益
就学前の児童の教育機関である幼稚園は、現在、楽しく学べる空間の実現、家庭や地域との連携及び預かり保育への対応など新たな役割を求められている。しかし、大曲大谷幼稚園は敷地が狭く、建物の老朽化も進んでおり、新たな時代に対応した教育環境の確保が困難な状況となっている。本件事業は、自然あふれる環境豊かな土地へ園舎を移転し、多様な自然体験や生活体験を通じて幼児教育の充実を図ろうとするものであり、地域の教育の向上と発展に寄与するものと認められ、本件事業により得られる利益は大きいものと認められる。
 - イ 本件事業の施行により失われる利益
本件事業の施行により失われる利益については、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響等が考えられる。しかしながら、本件事業の起業地は農地であり、周辺には民家等がないことなどから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えら

れ、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものであると認められる。

ウ 本件事業の起業地

本件事業の起業地は、3候補地について社会的条件、環境的条件等を比較検討した結果、これらの条件を満たすものとして選定されていることから、当該起業地を本件事業に用いることが相当であると認められる。

エ 比較衡量

以上から、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められ、また、その起業地は他の候補地と比較しても適切であると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、北広島市の教育基本計画に合致しており、緊急に整備すべき公益性の高い事業と認められる。また、起業地の範囲は幼稚園の建設に当たって必要な最小限の範囲であって、一時的な利用に供されるものは存在せず、収用の手段を講じることが合理

的であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(1)から(4)まで述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断されるため、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する 北広島市役所
図面の縦覧場所

北海道告示第1335号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年7月29日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名	区	間	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
千歳鷗川線	勇払郡早来町栄町126番1地先から		18.18mから	900.50m	一般国道234号における900.50mの間	北海道室蘭土木現業所
	勇払郡早来町大町134番1地先まで		27.81mまで			
上幌内早来停車場線	勇払郡早来町字北進13番3地先から		18.18mから	1,926.20m	一般国道234号における1,926.20mの間	同
	勇払郡早来町栄町17番1地先まで		53.00mまで			

北海道告示第1336号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から

2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年7月29日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
旭川芦別線	芦別市常磐町1792番地先から 芦別市常磐町721番13地先まで		前	14.77mから 47.04mまで	1,700.80m	—	北海道札幌土木現業所
			後	14.77mから 47.04mまで			
			後	19.22mから 47.04mまで	1,700.00m	—	

赤川 函館線	函館市追分町5番10地先から 函館市港町1丁目20番5地先（一般国道227号交点）まで	前	18.00mから 30.84mまで	1,007.20m	一般国道227号 重複L = 11.00m	北海道函館土木現業所
	函館市追分町5番10地先から 函館市北浜町9番18地先（一般国道227号交点）まで	後	20.00mから 28.00mまで	621.50m	一般国道227号 重複L = 14.00m	
吹上上富良野線	空知郡上富良野町1636番9地先から 空知郡上富良野町1636番98地先まで	前	14.00mから 17.50mまで	557.84m	—	北海道旭川土木現業所
		前	22.81mから 26.50mまで	556.84m	—	
		後	14.00mから 17.50mまで	557.84m	—	
		後	22.81mから 26.50mまで	556.84m	—	

北海道告示第1337号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年7月29日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	縦覧場所
道道 赤川函館線	函館市赤川町199番25地先から 函館市赤川町129番1地先まで	平成15. 7.30	北海道函館土木現業所
道道 函館上磯線	函館市鍛冶2丁目150番48地先から 函館市鍛冶2丁目214番7地先まで	同 15. 8.25	

北海道告示第1338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により道路の区域を次のとおり決定し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年7月29日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類	道道			
2 路線名	静内浦河線			
3 道路の区域				
区	間	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
三石郡三石町字歌笛743番4地先から 三石郡三石町字歌笛909番8地先まで		10.00mから 39.80mまで	1,116.70m	—

北海道告示第1339号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年7月29日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類	道道						
2 道路の路線名、区域及び縦覧場所							
路線名	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
穂別 鶴川線	勇払郡穂別町字仁和504番20地先から 勇払郡穂別町字仁和504番23地先まで		前	33.16mから 79.00mまで	360.58m	—	北海道室蘭土木現業所

北海道告示第1340号

小樽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定の案及び区域区分の変更の案を作成するに当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定による公聴会を次のとおり開催する。

平成15年7月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 開催の日時 平成15年8月22日（金）午後2時から
- 2 開催の場所 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市役所消防庁舎6階講堂
- 3 公述の申出
公聴会において意見を述べようとする者は、平成15年8月15日（金）までに意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事（〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部都市計画課）に提出しなければならない。
- 4 公聴会の中止
知事は、3による書面の提出がないときは、公聴会の開催を中止することができる。
なお、中止する場合には、北海道及び小樽市のホームページ上にその旨を掲載する。
- 5 公述人の決定
知事は、3により書面を提出した者及び必要があると認めるときは、3の書面を提出した者以外の者を公述人として定め、本人にその旨を通知する。
- 6 議事の方法
公聴会の議事は、北海道都市計画公聴会規則（昭和44年北海道規則第60号）に規定する方法による。
なお、公聴会の秩序を維持し、その議事の円滑を図るため、次の措置を講ずる。
公聴会の議事の傍聴を希望する者が多数あるときは、その傍聴人の数を先着順におおむね150人に制限する。
- 7 意見を聴こうとする案件
 - (1) 案件名
ア 小樽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定の素案
イ 小樽都市計画区域区分の変更の素案
 - (2) 案件の概要
ア 小樽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定の案の概要
 - (ア) 都市計画の目標
 - a 基本的事項

この方針では、小樽都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を平成22年の姿として策定する。

b 都市づくりの基本理念の概要

本区域は、北海道開拓の歴史の中で先駆的な拠点として開かれ、海陸流通の要衝として本道の発展に大きく貢献しつつ、経済都市として発展してきた。

近年、本区域は、道央中核都市圏の中で産業、流通、教育、文化、観光・レクリエーションなどの拠点として広域的な都市機能を分担しており、さらに北方圏における国際交流の拠点的役割を果たすため、将来像を「未来と歴史が調和した安心、快適、躍動のまち」とし、活力に満ちた都市を目指す。

(イ) 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

本都市計画区域に区域区分を定める。

なお、区域区分を定めることとした根拠は次のとおりである。

本区域は人口は減少しているものの、人口規模は大きく、世帯数は増加している。これまで道央圏の中で産業、流通、教育、文化、観光・レクリエーションなどの拠点の一部としての都市機能を担っており、産業規模は増加傾向を示しているが、都市施設の整備状況はまだまだ低い水準にあるため、市街地の拡大を抑制し、市街地内部の充実・整備を進める必要がある。

以上のことから、今後も農林漁業との調和を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図っていくため、本区域については引き続き区域区分を定める必要がある。

イ 小樽都市計画区域区分の変更の案の概要

(ア) 基本方針

平成12年及び13年に都市計画法第6条の規定により実施した基礎調査による都市の現況、市街化の動向等及び人口、産業の発展動向を勘案し、都市の健全な発展と秩序有る整備を図るため、都市計画市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画の見直しを行う。

(イ) 都市計画市街化区域及び市街化調整区域との区分を次のとおり変更する。

- | | |
|-----------------------|----|
| a 市街化区域に編入する土地の区域 | 無し |
| b 市街化調整区域に編入する土地の区域 | 無し |
| c 市街化区域への編入を保留する土地の区域 | 無し |

d 変更の内容

(a) 区域の範囲

都市計画区域	平成12年	12,971ha	平成22年	12,971ha
市街化区域	平成12年	3,846ha	平成22年	3,846ha

(b) 人口

都市計画区域	平成12年	150.7千人	平成22年	147.3千人
市街化区域	平成12年	149.3千人	平成22年	146.1千人
保留人口（平成22年）	無し			

8 決定及び変更の理由

改正都市計画法（H12改正）に基づき、新たに都市計画区域ごとの「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定め、また、その中で区域区分の決定の有無について「有」と決定することに伴い、同時に区域区分の変更をしようとするものである。

9 案件の全文

「案件の全文」は、省略し、次の方法で閲覧に供する。

- (1) 北海道建設部都市計画課及び小樽市建築都市部都市計画課において閲覧に供する。
- (2) 北海道及び小樽市のホームページ上に掲載する。

10 公聴会に関する問い合わせ先

北海道建設部都市計画課（〒060 - 8588）札幌市中央区北3条西6丁目
 電話 011 - 231 - 4111（内線 29 - 817） <http://www.pref.hokkaido.jp/>
 小樽市建築都市部都市計画課（〒047 - 8660）小樽市花園2丁目12番1号
 電話 0134 - 32 - 4111（内線 331） <http://www.city.otaru.hokkaido.jp/>

北海道告示第1341号

北見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定の案及び区域区分の変更の案を作成するに当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定による公聴会を次のとおり開催する。

平成15年7月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 開催の日時 平成15年8月20日（水）午後2時から
- 2 開催の場所 北見市常盤町2丁目1 - 10 北見市民会館小ホール
- 3 公述の申出

公聴会において意見を述べようとする者は、平成15年8月13日（水）までに意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事（〒060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部都市計画課）に提出しなければならない。

4 公聴会の中止

知事は、3による書面の提出がないときは、公聴会の開催を中止することができる。
 なお、中止する場合には、北海道及び北見市のホームページ上にその旨を掲載する。

5 公述人の決定

知事は、3により書面を提出した者及び必要があると認めるときは、3の書面を提出した者以外の者を公述人として定め、本人にその旨を通知する。

6 議事の方法

公聴会の議事は、北海道都市計画公聴会規則（昭和44年北海道規則第60号）に規定する方法による。

なお、公聴会の秩序を維持し、その議事の円滑を図るため、次の措置を講ずる。

公聴会の議事の傍聴を希望する者が多数あるときは、その傍聴人の数を先着順におおむね200人に制限する。

7 意見を聞こうとする案件

(1) 案件名

- ア 北見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定の素案
- イ 北見都市計画区域区分の変更の素案

(2) 案件の概要

ア 北見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定の案の概要

(ア) 都市計画の目標

a 基本的事項

この方針では、北見都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を平成22年の姿として策定する。

b 都市づくりの基本理念の概要

北見市は、豊かな農業地帯を後背地に持ち、オホーツク圏における中核都市として発展を遂げてきており、高次な都市機能の集約化と都市基盤施設の整備を図りつつ、豊かな自然環境と調和した快適な都市の形成に努めている。

北見市は、緑と太陽に恵まれた自然環境の下で、さらにすぐれた文化を創造し、相互の連帯と友情に結ばれた、市民の手による愛情豊かな地域社会の実現を目指して、「愛情豊かな創造的文化都市」という将来都市像を設定している。

(イ) 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

本都市計画区域に区域区分を定める。

なお、区域区分を定めることとした根拠は次のとおりである。

本区域はオホーツク圏における情報、文化、経済、教育などの拠点都市として、着実に人口が増加しており、これまでも圏域における農産物集積地として中心的な役割を果たしてきており、産業規模も増加傾向を示している。平成6年の区域区分

の適用以来、市街地が計画的に誘導され、都市施設の効率的な整備がされたため、農地及び自然環境が一体的に保全されている。

以上のことから、今後も農林業との調和を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図っていくため、本区域については引き続き区域区分を定める必要がある。

イ 北見都市計画区域区分の変更の案の概要

(ア) 基本方針

平成11年及び12年に都市計画法第6条の規定により実施した基礎調査による都市の現況、市街化の動向等及び人口、産業の発展動向を勘案し、都市の健全な発展と秩序有る整備を図るため、都市計画市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画の見直しを行う。

(イ) 都市計画市街化区域及び市街化調整区域との区分を次のとおり変更する。

- a 市街化区域に編入する土地の区域 無し
- b 市街化調整区域に編入する土地の区域 無し
- c 市街化区域への編入を保留する土地の区域 無し
- d 変更の内容

(a) 区域の範囲

都市計画区域	平成12年	15,405ha	平成22年	5,405ha
市街化区域	平成12年	3,346ha	平成22年	3,346ha

(b) 人口

都市計画区域	平成12年	111.0千人	平成22年	122.2千人
市街化区域	平成12年	107.0千人	平成22年	118.6千人
保留人口(平成22年)		1.0千人		

8 決定及び変更の理由

改正都市計画法(H12改正)に基づき、新たに都市計画区域ごとの「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定め、また、その中で区域区分の決定の有無について「有」と決定することに伴い、同時に区域区分の変更をしようとするものである。

9 案件の全文

「案件の全文」は、省略し、次の方法で閲覧に供する。

- (1) 北海道建設部都市計画課及び北見市都市建設部都市計画課において閲覧に供する。
- (2) 北海道及び北見市のホームページ上に掲載する。

10 公聴会に関する問い合わせ先

北海道建設部都市計画課(〒060-8588)札幌市中央区北3条西6丁目
電話 011-231-4111(内線 29-817) <http://www.pref.hokkaido.jp/>
北見市都市建設部都市計画課(〒090-8501)北見市北5条東2丁目

電話 0157-25-1152(内線 378) <http://www2.ohotoku26.or.jp/kitami/>

公 表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項の規定により、平成15年7月22日、美瑛町長、東神楽町長及び東川町長から申請のあった大雪地区広域連合の設置を許可した。

平成15年7月29日

北海道知事 高橋 はるみ

支 庁 告 示

北海道日高支庁告示第8号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年7月29日

北海道日高支庁長 脇田 宏行

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 浦河郡浦河町堺町西6丁目492-53、492-55
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦河郡浦河町堺町西6丁目2番2号
株式会社美建興業 代表取締役 加藤 美香
浦河郡浦河町旭町35番地
圓久寺 代表役員 古田 圓祥
- 3 開発許可年月日及び番号 平成14年7月10日 日建指第14-2号

道教育庁実習船管理局告示

北海道教育庁実習船管理局告示第3号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年7月29日

北海道教育庁実習船管理局長 古林 清弘

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
 - (1) 実習船若竹丸第二種中間検査工事 一式
 - (2) 実習船北鳳丸第三種中間検査工事 一式
- 2 落札を決定した日
平成15年6月20日

- 3 落札者の氏名及び住所
 (1)及び(2) ア 氏名 函東工業株式会社
 イ 住所 函館市浅野町3番11号
- 4 落札金額
 (1) 60,375,000円
 (2) 64,575,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
 (1) 平成15年度北海道教育庁実習船管理局告示第1号
 (2) 平成15年度北海道教育庁実習船管理局告示第2号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 (1) 名 称 北海道教育庁実習船管理局
 (2) 所在地 北海道函館市美原4丁目6番16号

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第87号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成15年7月29日

北海道公安委員会委員長 佐野文男

1	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社	
	代表者の氏名	代表取締役 岸 勇 夫	
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地	
	型 式 の 概 要	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名 製 造 業 者 名 型 式 試 験 番 号	ぱちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ CRギャ王HFX マルホン工業株式会社 30049700
	検 定 年 月 日	平成15年7月29日	

2	検 定 番 号	第30049700号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	新潟県長岡市弓町二丁目1番11号 ニイガタ電子精機株式会社	
	代表者の氏名	代表取締役 橋 本 桂 一	
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	新潟県南蒲原郡田上町大字川船河甲1013番地	
	型 式 の 概 要	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名 製 造 業 者 名 型 式 試 験 番 号	回胴式遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 バグジーX ニイガタ電子精機株式会社 34039800
	検 定 年 月 日	平成15年7月29日	
	検 定 番 号	第34039800号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間	
	3	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	神奈川県厚木市中町二丁目7番10号 株式会社オーイズミ
代表者の氏名		代表取締役 大 泉 政 治	
製造又は検査を行う 事業所の所在地		神奈川県伊勢原市鈴川7番地	
型 式 の 概 要		遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名 製 造 業 者 名 型 式 試 験 番 号	回胴式遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 ナイトパークT 株式会社オーイズミ 34032900
検 定 年 月 日		平成15年7月29日	
検 定 番 号		第34032900号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年7月29日）から3年間	
4		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	神奈川県厚木市中町二丁目7番10号 株式会社オーイズミ
		代表者の氏名	代表取締役 大 泉 政 治
		製造又は検査を行う 事業所の所在地	神奈川県伊勢原市鈴川7番地
	型 式 の 概 要	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名	回胴式遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 ナイトパークTS-30
	検 定 年 月 日	平成15年7月29日	

概要	製造業者名	株式会社オーイズミ
	型式試験番号	34039600
検 定 年 月 日	平成15年7月29日	
検 定 番 号	第34039600号	
検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間	
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社平和	
代表者の氏名	代表取締役 中 島 潤	
製造又は検査を行う 事業所の所在地	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8	
型式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
概 要	型 式 名	CR・笑点FK
	製造業者名	株式会社平和
概 要	型式試験番号	30051400
	検 定 年 月 日	平成15年7月29日
概 要	検 定 番 号	第30051400号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間
概 要	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都葛飾区小菅二丁目8番9号 株式会社大都技研
	代表者の氏名	代表取締役 木 原 海 俊
概 要	製造又は検査を行う 事業所の所在地	東京都葛飾区小菅二丁目8番9号
	遊技機の種類	回胴式遊技機
概 要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型 式 名	ヨシムネS
概 要	製造業者名	株式会社大都技研
	型式試験番号	34041300
概 要	検 定 年 月 日	平成15年7月29日
	検 定 番 号	第34041300号
概 要	検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社藤商事
概 要	代表者の氏名	代表取締役 松 元 邦 夫
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地

型式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
概 要	型 式 名	CRサファリキングR
	製造業者名	株式会社藤商事
概 要	型式試験番号	30046700
	検 定 年 月 日	平成15年7月29日
概 要	検 定 番 号	第30046700号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間
概 要	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社藤商事
	代表者の氏名	代表取締役 松 元 邦 夫
概 要	製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
概 要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	CRサファリキングC
概 要	製造業者名	株式会社藤商事
	型式試験番号	30049300
概 要	検 定 年 月 日	平成15年7月29日
	検 定 番 号	第30049300号
概 要	検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社藤商事
概 要	代表者の氏名	代表取締役 松 元 邦 夫
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地
型式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
概 要	型 式 名	CRサファリキングS
	製造業者名	株式会社藤商事
概 要	型式試験番号	30050800
	検 定 年 月 日	平成15年7月29日
概 要	検 定 番 号	第30050800号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間
概 要	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	三重県松阪市中万町鐘突2185番地の2 岡崎産業株式会社

10	代表者の氏名	代表取締役 岡崎 安弘	13	検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	三重県松阪市中万町鐘突2185番地の2		検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都台東区東上野一丁目12番13号 佐藤ビル2階ベルコ株式会社	
	型式の概要	遊技機の種類		回胴式遊技機	代表者の氏名	代表取締役 鈴木 暢晃
		遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県さいたま市西区三橋五丁目1515番地 群馬県佐波郡赤堀町大字鹿島1178-5
	型式名	ラッキーチェリー-30		型式名	ベルラッシュR-30	
	製造業者名	岡崎産業株式会社		製造業者名	ベルコ株式会社	
	型式試験番号	34041200		型式試験番号	34029100	
	検定年月日	平成15年7月29日		検定年月日	平成15年7月29日	
検定番号	第34041200号	検定番号	第34029100号			
検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間	検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間			
11	検定申請者の氏名又は名称及び住所	三重県松阪市中万町鐘突2185番地の2 岡崎産業株式会社	14	検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都台東区東上野一丁目12番13号 佐藤ビル2階ベルコ株式会社	
	代表者の氏名	代表取締役 岡崎 安弘		代表者の氏名	代表取締役 鈴木 暢晃	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	三重県松阪市中万町鐘突2185番地の2		製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県さいたま市西区三橋五丁目1515番地 群馬県佐波郡赤堀町大字鹿島1178-5	
	型式の概要	遊技機の種類		回胴式遊技機	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	ラッキーチェリー		型式名	ベルラッシュR	
	製造業者名	岡崎産業株式会社		製造業者名	ベルコ株式会社	
	型式試験番号	34041100		型式試験番号	34029000	
検定年月日	平成15年7月29日	検定年月日	平成15年7月29日			
検定番号	第34041100号	検定番号	第34029000号			
検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間	検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間			
12	検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都台東区東上野一丁目12番13号 佐藤ビル2階ベルコ株式会社	15	検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都台東区東上野一丁目12番13号 佐藤ビル2階ベルコ株式会社	
	代表者の氏名	代表取締役 鈴木 暢晃		代表者の氏名	代表取締役 鈴木 暢晃	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県さいたま市西区三橋五丁目1515番地 群馬県佐波郡赤堀町大字鹿島1178-5		製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県さいたま市西区三橋五丁目1515番地 群馬県佐波郡赤堀町大字鹿島1178-5	
	型式の概要	遊技機の種類		回胴式遊技機	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	ナナデチュウ7		型式名	ナナデチュウ7-30	
	製造業者名	ベルコ株式会社		製造業者名	ベルコ株式会社	
	型式試験番号	34038800		型式試験番号		
検定年月日	平成15年7月29日	型式試験番号				
検定番号	第34038800号	型式試験番号				

16	要	型式試験番号	34038900	18	式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	検定年月日	平成15年7月29日	型式名		CRバック・トゥ・ザ・フューチャーH		
	検定番号	第34038900号	製造業者名		奥村遊機株式会社		
	検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間	型式試験番号		30049200		
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都台東区東上野一丁目12番13号 佐藤ビル2階 ベルコ株式会社	検定年月日		平成15年7月29日		
	代表者の氏名	代表取締役 鈴木 暢 晃	検定番号		第30049200号		
	製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県さいたま市西区三橋五丁目1515番地 群馬県佐波郡赤堀町大字鹿島1178-5	検定の有効期間		公示の日（平成15年7月29日）から3年間		
	型式	遊技機の種類	回胴式遊技機		検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号 奥村遊機株式会社	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	代表者の氏名		代表取締役 上野 栄 作		
	型式名	オートマティック-30	製造又は検査を行う事業所の所在地		本社工場：愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号 小山工場：静岡県俊東郡小山町用沢字萩窪1441番地		
製造業者名	ベルコ株式会社	型式	遊技機の種類	ばちんこ遊技機			
型式試験番号	34034400	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
検定年月日	平成15年7月29日	型式名	CRバック・トゥ・ザ・フューチャーHC	型式名	CRバック・トゥ・ザ・フューチャーHC		
検定番号	第34034400号	製造業者名	奥村遊機株式会社	製造業者名	奥村遊機株式会社		
検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間	型式試験番号	30049500	型式試験番号	30049500		
検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号 奥村遊機株式会社	検定年月日	平成15年7月29日	検定年月日	平成15年7月29日		
代表者の氏名	代表取締役 上野 栄 作	検定番号	第30049500号	検定番号	第30049500号		
製造又は検査を行う事業所の所在地	本社工場：愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号 小山工場：静岡県俊東郡小山町用沢字萩窪1441番地	検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間	検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間		
型式	遊技機の種類	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号 奥村遊機株式会社	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号 奥村遊機株式会社		
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	代表者の氏名	代表取締役 上野 栄 作	代表者の氏名	代表取締役 上野 栄 作		
型式名	CRバック・トゥ・ザ・フューチャーFC	製造又は検査を行う事業所の所在地	本社工場：愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号 小山工場：静岡県俊東郡小山町用沢字萩窪1441番地	製造又は検査を行う事業所の所在地	本社工場：愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号 小山工場：静岡県俊東郡小山町用沢字萩窪1441番地		
製造業者名	奥村遊機株式会社	型式	遊技機の種類	ばちんこ遊技機	遊技機の種類	ばちんこ遊技機	
型式試験番号	30047400	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
検定年月日	平成15年7月29日	型式名	CRバック・トゥ・ザ・フューチャーS	型式名	CRバック・トゥ・ザ・フューチャーS		
検定番号	第30047400号	製造業者名	奥村遊機株式会社	製造業者名	奥村遊機株式会社		
検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間	型式試験番号	30051200	型式試験番号	30051200		
検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号 奥村遊機株式会社	検定年月日	平成15年7月29日	検定年月日	平成15年7月29日		
代表者の氏名	代表取締役 上野 栄 作	検定番号	第30051200号	検定番号	第30051200号		
製造又は検査を行う事業所の所在地	本社工場：愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号 小山工場：静岡県俊東郡小山町用沢字萩窪1441番地	検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間	検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間		
型式	遊技機の種類	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社		
	ばちんこ遊技機	代表者の氏名	代表取締役 永野 裕 豊	代表者の氏名	代表取締役 永野 裕 豊		

21	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地	24	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		代表者の氏名	代表取締役 永野裕豊	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地	
		型式名	CR炎のジャンジャン飯店T		型式試験番号	30044800	
		製造業者名	豊丸産業株式会社		検定年月日	平成15年7月29日	
	型式試験番号	30047500	検定番号		第30047500号		
	検定年月日	平成15年7月29日	検定の有効期間		公示の日（平成15年7月29日）から3年間		
22	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社	25	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社
	代表者の氏名		代表取締役 永野裕豊		代表者の氏名	代表取締役 永野裕豊	
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地		製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地	
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		型式試験番号	30044800	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		検定年月日	平成15年7月29日	
		型式名	CR嵐のジャンジャン飯店F		検定番号	第30044800号	
		製造業者名	豊丸産業株式会社		検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間	
型式試験番号	30047000	検定年月日	平成15年7月29日				
型式試験番号	30047000	検定番号	第30047000号				
検定年月日	平成15年7月29日	検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間				
23	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社	26	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社
	代表者の氏名		代表取締役 永野裕豊		代表者の氏名	代表取締役 新井悠司	
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地		製造又は検査を行う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1	
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		型式試験番号	30047100	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		検定年月日	平成15年7月29日	
		型式名	CR嵐のジャンジャン飯店S		検定番号	第30047100号	
		製造業者名	豊丸産業株式会社		検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間	
型式試験番号	30045700	検定年月日	平成15年7月29日				
型式試験番号	30045700	検定番号	第30045700号				
検定年月日	平成15年7月29日	検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間				
24	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地	25	遊技機の種類		ぱちんこ遊技機
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		型式名	CR熱烈ジャンジャン飯店V	
		型式名	CR炎のジャンジャン飯店M		製造業者名	豊丸産業株式会社	
		製造業者名	豊丸産業株式会社		型式試験番号	30047100	
	型式試験番号	30044800	検定年月日		平成15年7月29日		
	検定年月日	平成15年7月29日	検定番号		第30044800号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間	検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間				
25	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社	26	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社
	代表者の氏名		代表取締役 永野裕豊		代表者の氏名	代表取締役 新井悠司	
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地		製造又は検査を行う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1	
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		型式試験番号	30051300	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		検定年月日	平成15年7月29日	
		型式名	CRキングゴッドMARS		検定番号	第30051300号	
		製造業者名	株式会社ニューギン		検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間	
型式試験番号	30051300	検定年月日	平成15年7月29日				
型式試験番号	30051300	検定番号	第30051300号				
検定年月日	平成15年7月29日	検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間				

27	検 定 年 月 日	平成15年7月29日
	検 定 番 号	第30051300号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン
	代表者の氏名	代表取締役 新 井 悠 司
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1
	型 式 の 概 要	遊技機の種類 ぱちんこ遊技機 遊技機の区分 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ 型 式 名 CRキングゴッドMAR 製造業者名 株式会社ニューギン 型式試験番号 30050300
	検 定 年 月 日	平成15年7月29日
	検 定 番 号	第30050300号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間
28	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社
	代表者の氏名	代表取締役社長 里 見 治
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8
	型 式 の 概 要	遊技機の種類 ぱちんこ遊技機 遊技機の区分 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ 型 式 名 CRワイワイビンゴFN 製造業者名 サミー株式会社 型式試験番号 30042900
	検 定 年 月 日	平成15年7月29日
	検 定 番 号	第30042900号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社
	代表者の氏名	代表取締役社長 里 見 治
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8
29	型 式	遊技機の種類 ぱちんこ遊技機 遊技機の区分 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ

30	の 型 式 名	CRワイワイビンゴHN
	概 要	製造業者名 サミー株式会社 型式試験番号 30043600
	検 定 年 月 日	平成15年7月29日
	検 定 番 号	第30043600号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社
	代表者の氏名	代表取締役社長 里 見 治
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8
	型 式 の 概 要	遊技機の種類 ぱちんこ遊技機 遊技機の区分 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ 型 式 名 CRワイワイビンゴFT 製造業者名 サミー株式会社 型式試験番号 30040800
	検 定 年 月 日	平成15年7月29日
31	検 定 番 号	第30040800号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社
	代表者の氏名	代表取締役社長 里 見 治
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8
	型 式 の 概 要	遊技機の種類 ぱちんこ遊技機 遊技機の区分 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ 型 式 名 CRワイワイビンゴHT 製造業者名 サミー株式会社 型式試験番号 30043300
	検 定 年 月 日	平成15年7月29日
	検 定 番 号	第30043300号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区東上野三丁目12番9号 株式会社エース電研
代表者の氏名	代表取締役 武 本 孝 俊	

32	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目198番地1	35	検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都台東区台東四丁目13番21号 株式会社ラスター
	型式概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号		代表者の氏名	代表取締役 河田 節子
	型式概要	ぱちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号ロ CRマジカルツアー 株式会社エース電研 22084100		製造又は検査を行う事業所の所在地	栃木県下都賀郡野木町大字南赤塚1458
	型式概要	検定年月日 検定番号 検定の有効期間		型式概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号
	型式概要	平成15年7月29日 第22084100号 公示の日（平成15年7月29日）から3年間		型式概要	回胴式遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 ジンジン - 30 株式会社ラスター 34040200
	型式概要	検定申請者の氏名又は名称及び住所 代表者の氏名		型式概要	検定年月日 検定番号
	型式概要	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社 代表取締役 岸 勇夫		型式概要	検定の有効期間
33	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地	36	検定申請者の氏名又は名称及び住所	広島県広島市南区仁歩三丁目4番2号 株式会社マツヤ商会
	型式概要	ぱちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ CRギャ王HF14 マルホン工業株式会社 30051700		代表者の氏名	代表取締役 山本 基 就
	型式概要	検定年月日 検定番号 検定の有効期間		製造又は検査を行う事業所の所在地	第1工場 埼玉県羽生市大沼2丁目18番 第2工場 広島県広島市南区大州四丁目12番24号
	型式概要	平成15年7月29日 第30051700号 公示の日（平成15年7月29日）から3年間		型式概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号
	型式概要	検定申請者の氏名又は名称及び住所 代表者の氏名		型式概要	回胴式遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 ツインバーストX 株式会社マツヤ商会 24022100
	型式概要	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社 代表取締役 岸 勇夫		型式概要	検定年月日 検定番号
	型式概要	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社 代表取締役 岸 勇夫		型式概要	検定の有効期間
34	製造又は検査を行う事業所の所在地	東京都台東区台東四丁目13番21号 株式会社ラスター	37	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号 奥村遊機株式会社
	型式概要	回胴式遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 フルフル 株式会社ラスター 34032700		代表者の氏名	代表取締役 上野 栄 作
	型式概要	検定年月日 検定番号 検定の有効期間		製造又は検査を行う事業所の所在地	本社工場：愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号 小山工場：静岡県東郡小山町用沢字萩窪1441番地
	型式概要	平成15年7月29日 第34032700号 公示の日（平成15年7月29日）から3年間		型式概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号
	型式概要	検定申請者の氏名又は名称及び住所 代表者の氏名		型式概要	ぱちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ CRバック・トゥ・ザ・フューチャーFCZ 奥村遊機株式会社 30053700
	型式概要	東京都台東区台東四丁目13番21号 株式会社ラスター 代表取締役 河田 節子		型式概要	愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号 奥村遊機株式会社
	型式概要	東京都台東区台東四丁目13番21号 株式会社ラスター 代表取締役 河田 節子		型式概要	愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号 奥村遊機株式会社

	検 定 年 月 日	平成15年7月29日
	検 定 番 号	第30053700号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間
38	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市西区見寄町125番地 タイヨーエレック株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 佐藤 英理子
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県名古屋市西区見寄町125番地
	型 遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	CRおまつりマンボP
	製造業者名	タイヨーエレック株式会社
	型式試験番号	30053800
	検 定 年 月 日	平成15年7月29日
	検 定 番 号	第30053800号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間
39	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市西区見寄町125番地 タイヨーエレック株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 佐藤 英理子
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県名古屋市西区見寄町125番地
	型 遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	CRおまつりマンボR
	製造業者名	タイヨーエレック株式会社
	型式試験番号	30052300
	検 定 年 月 日	平成15年7月29日
	検 定 番 号	第30052300号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間
40	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 株式会社ロデオ
	代表者の氏名	代表取締役 小宮 隆
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8
	型 遊技機の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号

の概要	型 式 名	チャーリーズエンジェルFT
	製造業者名	株式会社ロデオ
	型式試験番号	34041800
	検 定 年 月 日	平成15年7月29日
	検 定 番 号	第34041800号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年7月29日）から3年間

正 誤

平成15年7月8日（第1482号）

北海道告示第1212号（道路の区域の変更）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 行
69 17
誤 七飯診療所線
正 七飯療養所線

